

藤沢記者クラブ各位

令和6年度藤沢市民病院医療事故等の公表について

藤沢市民病院では、医療の透明性を高め、市民・患者さんの知る権利に応えるなど社会的責任を果たすことを目的として、平成17年9月に「藤沢市民病院医療事故公表基準」を策定し、医療事故に関する公表の基準や公表内容等について定めています。

この公表基準では、明らかな医療過誤等の場合を除き、毎年度6月末日までに前年度中に発生しました医療事故等について、一括公表することとしています。

この度、令和6年度中に当院で発生した医療事故等について、レベルごとの件数と内容及びアクシデントの代表的事例と再発防止策を別紙のとおり、取りまとめましたので報告いたします。

インシデント、アクシデントが発生した場合には、報告された事例の一つひとつをその都度検証しながら再発防止策を検討し、より安全性の高いシステムの構築を目指す取組をしております。

今後とも医療事故の防止に努め、市民の皆さんや患者さんからより信頼される病院を目指してまいります。

(別紙)

「令和6年度藤沢市民病院医療事故等の公表について」

- 1 公表の内容
- 2 医療事故等の定義及び区分等
- 3 レベルごとの件数と内訳
- 4 アクシデントの代表的事例と再発防止策

以上

*この資料に関する問い合わせ先

藤沢市民病院 医療安全管理部
医療安全管理室 担当：関
電話：0466(25)3111
病院内線：6813